

事故報告・検証制度等タスクフォースの運営方針

1 審議事項

事故報告・検証制度等タスクフォース（以下、「TF」という。）は、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会の下に設置された作業班であり、以下の事項について審議する。

- ・安心・安全で信頼できる情報通信ネットワークの確保のための事故報告・検証制度等の在り方

2 TFの運営

- (1) 主任は、TFの調査研究及び議事を掌握する。
- (2) TFの会議は、主任が招集する。
- (3) TFに主任代理を置くことができ、主任が指名する。
- (4) 主任代理は、主任不在のとき、その職務を代行する。
- (5) 主任は、TFの会議を招集しようとするときは、構成員に対して、あらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 主任は、必要があると認めるときは、TFに必要と認める者の出席を求め、又は説明させることができる。
- (7) その他、TFの運営については、主任が認めるところによる。

3 会議の公開等

会議は、次の場合を除き、公開する。

- ア 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合
- イ その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合

4 事務局

TFの事務局は、総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課及び同課安全・信頼性対策室がこれに当たる。